

# 事故の報告について

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、国の基準に基づき定めた越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）第33条等により、事業者は、「事故の発生又は再発を防止するための措置」及び「事故が発生した場合の市、家族等に対する連絡等の措置」を講ずることとされております。

また、認可外保育施設についても、越谷市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年告示第111号）第4条により、事故が発生した場合の報告が求められております。

皆様におかれましては、日々の幼児教育及び保育において、事故防止を徹底していただいているところですが、引き続きご配慮くださるとともに、「報告しなければならない事故」が起こった場合は、迅速な対応をお願い申し上げます。

## ＜事故報告の対象や手順＞

### 1 報告の対象

次の**全てが対象**となります。必ず報告してください。

#### (1) 死亡事故

保育中に発生した死亡事案が対象であり、「睡眠中」、「病死」、「原因不明」といった理由を問わず報告すること。

#### (2) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

保育中に発生した負傷等の事案のうち、治療に要する期間が30日以上の中重度な事故について報告すること。

※意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。

### 2 報告期限（国・県への市の期限も同じです）

#### (1) 第1報

原則、事故発生当日（遅くとも事故発生翌日まで）。

※事故報告様式の赤枠内について報告するとともに、発生時の状況図（写真を含む。）を添付してください。

なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具メーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

#### (2) 第2報

原則1か月以内とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果は、でき次第報告すること。

### 3 報告先

越谷市子ども家庭部保育入所課

※速やかに送付願います。メール・FAX・持参など方法は問いません。

また、第1報の前に、電話での連絡も併せて行ってください。

## 4 留意事項

(1) 報告義務について

事故が発生した場合の報告は、条例において「しなければならない」こととされており、報告漏れのないようくれぐれも御留意ください。

(2) 一時預かり事業・延長保育事業・病児保育事業について

上記の地域子ども・子育て支援事業も報告の対象となっております。

(3) 事故の検証について

事故が発生した場合は、国の通知により、再発防止のための必要な検証を行うこととなっております。市が内容の確認を行い、必要な指導を行うこととなりますので、あらかじめ御承知置きください。

(4) 県・国への送付及び事案の公表について

送付いただいた内容については、市が埼玉県や国（事案によって内閣府・文部科学省・厚生労働省のいずれかと、消費者庁）に報告することとなっているとともに、事案によっては公表を行う場合がありますので、あらかじめ御承知置きください。

(5) 事故報告の全体の流れと事故報告書の様式について

別途資料を参照してください。

越谷市子ども家庭部保育入所課

担当：金三津

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話 048-963-9167（直通）

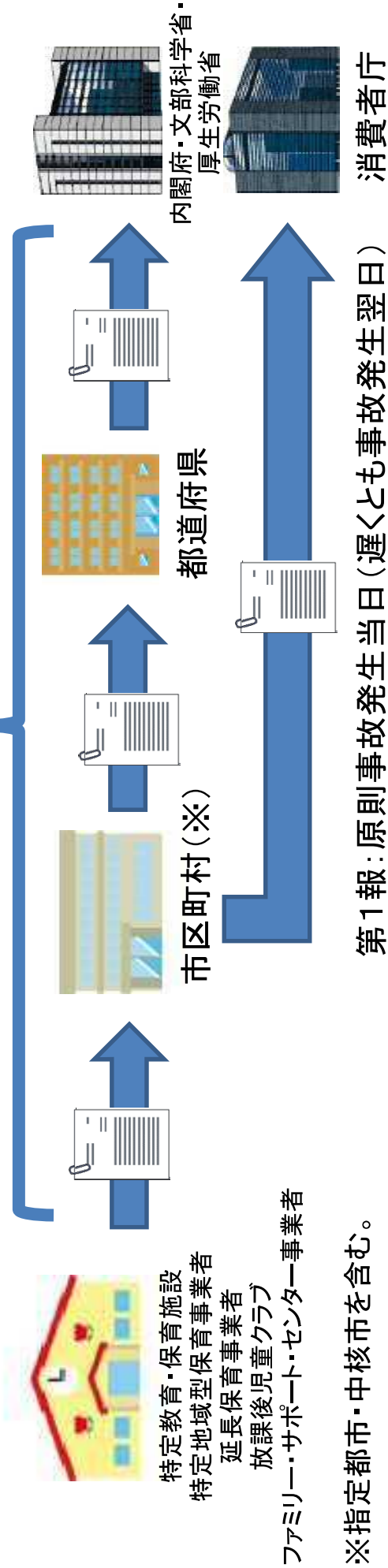
F A X 048-963-3987

E-mail [hoikunyusho@city.koshigaya.lg.jp](mailto:hoikunyusho@city.koshigaya.lg.jp)

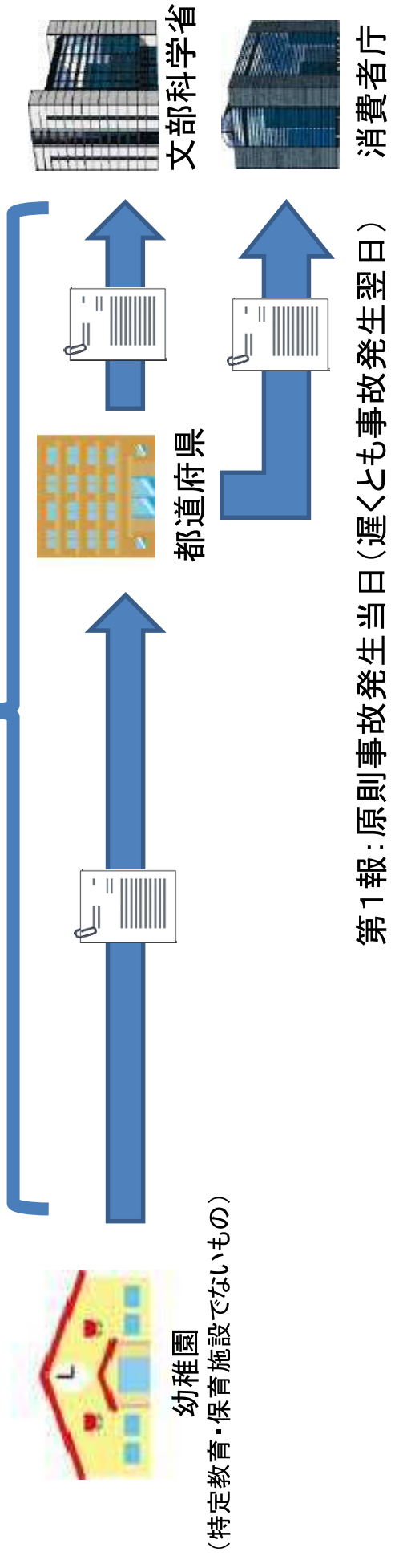
# 報告の系統

【別紙5-1】

- ① 第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ② 第2報：原則1ヶ月以内程度 等



- ① 第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ② 第2報：原則1ヶ月以内程度 等



教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) \*水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙4】

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名		○○県○○市 (必ず都道府県名を入れてください)		施設名		○○○○認定こども園			
所在地		○○市○○1-1-1		開設(認可)年月日		昭和○○年○月○日			
設置者 (社名・法人名・自治体名等)		○○法人○○会		代表者名		○○○○			
在籍子ども数		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
		○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名			
保育室等の面積		乳児室	m <sup>2</sup>	ほふく室	m <sup>2</sup>	保育室	m <sup>2</sup>	遊戯室	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	
		名		0歳		名		1歳	
		名		2歳		名		3歳	
異年齢構成の場合の内訳		名		4歳		名		5歳以上	
		名		学童		名			
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)		【診断名】	SIDSについては確定診断が出された時のみ記載すること						
		【病状】	SIDS疑いの場合は病状として記載してください						
		【既往症】			病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)		※ 事故と因子関係がある場合の、当該児童の教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この特記事項へ記載してください							
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)		<p>(記載例)</p> <p>15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出した泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。</p> <p>15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。</p> <p>看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様感じ、心臓マッサージを行う。</p> <p>15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。</p> <p>15:45 病院到着。意識不明であり、入院。</p> <p>○月○日 意識が回復しないまま死亡。</p>							
当該事故に特徴的な事項		(記載例) 普段は0歳児クラスで保育していたが、この日は1歳児クラスと合同で保育していた。							

<p>発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合には その予定(実績)を含む)</p>	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の対応</li> <li>○/○ 保育園において児童の保護者と面談</li> <li>○/○ 保育園で保護者説明会</li> <li>○/○ 理事会で園長が説明</li> <li>・市の対応</li> <li>○/○ 記者クラブへ概要を説明</li> </ul>
--	---

- ※ **第1報は赤枠内について報告してください。**第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※ **第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後**に、各自治体へ報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄) マニュアルや指針の名称を記載してください
	事故予防に関する研修	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください
	職員配置	(具体的内容記載欄) 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	当該事故に関連する要因や特記がある場合、必ず記入してください
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合もその理由を記載してください
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。
	遊具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	玩具の安全点検	実施頻度( )回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	その他考えられる要因・分析、特記事項	寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載すること。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	運動会の練習中、午睡後の集団遊び中、等具体的な保育状況を記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例:朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例:雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください(例:園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。

<p><b>【所管自治体必須記載欄】</b>  <b>事故発生の要因分析に係る自治体コメント</b>  ※ 事業所(者)は記載しないでください。</p>	<p>自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください</p>
--	--

**《事故報告様式送付先》**

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
- ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX:03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
- ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課(FAX:03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
- ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課(FAX:03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
- ・厚生労働省 子ども家庭局 保育課(FAX:03-3595-2674 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
- ・消費者庁 消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

## 感染症に伴う手続き等について

令和3年6月 保育入所課

### 感染症予防について

感染症予防の対応として、以下にご注意ください。

#### 【園内の対応】

- (1) 手洗い、うがいの励行等、基本的な対応を徹底してください。
- (2) 職員の健康管理にも注意してください。
- (3) 外来者にも、必要に応じマスクの着用や手指の消毒を行ってもらうようにしてください。
- (4) あらかじめ、予防接種等の状況を確認してください。

#### 【保護者への啓発】

- (1) 家庭内でも、手洗い、うがいの励行等、基本的な対応を徹底してもらうようにしてください。
  - (2) 登園前に健康観察、検温を行い、症状があれば速やかに受診してもらうようにしてください。
- ※保育園は集団保育の場であることから、感染拡大の起点になり易いことを保護者に理解いただくようにしてください。

### 感染症が発生した場合

#### ○登園自粛について

登園自粛の目安は、以下のとおりです。

#### 【自粛対象児童数】

1週間以内に在籍児の10%以上の患者が発生した時

#### 【自粛期間の目安】

厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考にしてください。

※認定こども園の場合、2号認定及び3号認定の児童については、感染症等の流行により必要がある場合には登園自粛、1号認定の児童については、学級閉鎖も可能となります。

※家庭的保育事業の場合、児童の予防接種等の状況を把握している嘱託医等へ相談した上で、各施設で総合的に判断してください。

#### 【市への報告について】

「保護者宛の登園自粛のお願い通知」、「感染症発生報告」の2点を保育入所課へメール又はFAXでお送りください。



## ○保健所への報告について

社会福祉施設等での感染症発生時の報告について、以下のとおり適宜ご対応のほどよろしくお願いたします。(越谷市保健所へ確認済み)

### 【報告が必要な場合】

以下の場合については、保育入所課への報告とともに保健所への報告が必要になります。

- ・同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ・同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合(人数が少ない方を採用)
- ・ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※以上全てについて、職員を含みます。

※基準に達するのを待たずに、感染拡大が見込まれる場合は、早めに越谷市保健所へご相談ください。

### 【報告様式等】

(1) 感染症発生報告

(2) 発生状況一覧(保健所より求めがあった場合)

※当該様式による報告でなくとも、必要事項が記載されているのであれば、別の様式での報告も可能です。

### 【家庭的保育事業及び定員5人以下の小規模型事業所内保育事業の場合】

報告すべきか判断に迷う場合は、保健所へご相談ください。

### 【市への報告について】

保健所へ報告した書類全てを、保育入所課へメール又はFAXでお送りください。

### 感染症に関する報告・相談

越谷市保健所 感染症保健対策課 048-973-7531

### 食中毒に関する相談・報告

越谷市保健所 生活衛生課 048-973-7533

## 感染症発生報告(記入例)

報告日: ●年 ●月 ●日

報告者氏名: 越谷 太郎

施設・事業所名	●●保育園		
施設・事業所所在地	越谷市●●町1-1-1		
電話番号	048	( 123 )	4567
FAX番号	048	( 123 )	4567
責任者・管理者氏名	越谷 次郎		
施設・事業所種別	保育所		
嘱託医	医師氏名	越谷 三郎	
	所在地	越谷市●●町1-1-1	
	電話番号	048	( 123 ) 4567
診断名	食中毒・ノロウイルス <u>インフルエンザ</u> ・その他( )		
初発患者の発症日	●年 ●月 ●日		
初発症状	発熱( °C)・下痢(血便:有・無)・おう吐・頭痛 <u>咳</u> 咽頭痛 <u>その他</u> ( 鼻水 )		
初発患者の診断日	●年 ●月 ●日		
施設・事業所の職員人数	● 人		
生徒数	定員	●人	当該学級 ●人
発症者人数	定員	●人	当該学級 ●人(うち重症者 ●人)(職員発症者●人)
発症者の共通事項 (喫食・行動等)	同じクラス		
<p><b>概 要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歳児から●月●日発熱の訴えがあり、早退後受診したところ、インフルエンザAの診断を受けた。</li> <li>●月●日以降患者が増加し、××日現在延べ8名(クラス16名)となった。(診断はインフルエンザA型)他の児童の発熱等の症状は見られないが、一人一人の体調の変化に留意している。</li> </ul>			
<p><b>対応状況</b></p> <p>保育室の換気・湿度に留意することや咳等の症状がある児童にはマスクの着用を勧める。また、手洗い・うがいに関しても徹底して行うようにした。手を洗った後は、ペーパータオルや個人のタオルを使用し予防に努めた。保護者に対しては、注意喚起のお知らせを通知し、併せて貼紙などで日々の発症症状を提示して確認できるようにしている。</p>			
<p><b>備 考</b></p> <p>予防接種状況 当該クラスのインフルエンザワクチンの接種状況は、●名中●名実施済み</p>			



# 保育士確保に向けた取組の推進について

保育士不足が全国的に顕著になっており、市内の保育施設でも、「求人をして、全く反応がない。」などの声を多数受けている状況にあります。

本市としても、ソフト面を中心にできる限りの対策を行い、官民一体となって市内保育施設における保育士の確保に取り組んでまいります。

## 市が取り組んでいること…保育士確保の「3本の柱」

### ●保育士になりたい人を増やす

保育士は、小学生・中学生の「なりたい職業」の上位にランキングされている。その「保育士になりたい」思いを高め、保育士を増やしていくような各種アプローチを行っていく。保育士は地元志向が強いと言われており、数年後、結果的に保育士増につなげる。

⇒【令和3年度に更新を検討中】リーフレット「保育士になりませんか」の作成

- ・保育士へのインタビュー（公立・私立・認定・地域型から推薦）
- ・保育士になる方法の紹介
- ・国の処遇改善等加算等を紹介

※社会体験チャレンジ事業等で活用をお願いします。

⇒越谷市ホームページに「保育士になりませんか」ページを開設  
保育士になりたいと思わせるような内容とする。

補助事業

保育士資格等  
取得支援事業

### ●保育士として勤務したい人を増やす

新卒はもちろん、いわゆる「潜在保育士」も含めて、越谷市で保育士として勤務したいと思うようなアプローチを行っていく。

#### ○就職希望者向けアプローチ

- ・越谷市ホームページに「越谷市内の保育施設で働きませんか」ページを開設
- ・私立保育施設の職員募集状況一覧表を公表（月1回）
- ・指定保育士養成施設へのチラシ配布（関東・福島の約100校）
- ・私立保育園・認定こども園協会による「合同就職説明会」や「バスツアー」の広報

⇒(新)リーフレット「(仮)越谷市内の保育施設で働きませんか？」の作成  
(令和4年度目標)

#### ○潜在保育士向けアプローチ

- ・埼玉県の潜在保育士情報をもとにチラシ等を情報提供（私立・地域型・市共同で）
- ・地域型保育連絡協議会による「保育士向け保育体験」の広報

埼玉県による貸付事業  
(学生向け貸付・潜在保育士向け貸付)

### ●勤務している保育士が継続して勤務できるようにする

越谷市内で勤務している保育士が、その仕事に魅力を感じ、継続して勤務できるように環境整備を行う。

- ・市主催研修を「見える化」し、一覧にして計画的に受講できるようにする
- ・公立・私立の枠組を超えた交流研修(施設長交流研修)の協働実施
- ・保育コンシェルジュによる研修の実施(現場目線で必要な時期に必要なものを行う)
- ・若手保育士等の就業継続研修
- ・市内勤務の保育士が保育所等に預けたい場合の利用調整指数の加算を大幅にかさ上げ
- ・公立保育所の見学の随時受付
- ・(新)「木育」を切り口とした越谷の保育の特色づくり

※このほかにも、保育士確保に資する取組を検討していきます。

処遇改善等加算  
(Iの賃金改善要件分・IIのキャリアに応じた加算)

※これらの取組には、皆様と市の「協働」が不可欠と考えております。  
各保育施設の御協力をお願いします！

## 北越谷病児保育室の開設について

越谷市では、子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気又は病気の回復期にあるため集団生活が困難な児童を、一時的に保育する事業として病児保育事業に取り組んでいます。

これまで、病児保育事業については、レイクタウンに設置されている「越谷市病児保育室」の1カ所でした。このたび、令和3年度（2021年度）に北越谷地区にある小児クリニックに併設する市内2カ所目となる病児保育室を開設いたしましたのでお知らせいたします。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 事業実施者    | 株式会社エンジェルハウス   |
| 2 開設日      | 令和3年(2021年)4月1日(木)                                       |
| 3 名称       | 越谷市北越谷病児保育室  |
| 4 所在地      | 越谷市北越谷二丁目4番23号 建物2階                                      |
| 5 利用定員     | 6人   |
| 6 開所日・利用時間 | 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)・8:00～18:00                            |
| 7 その他      | 当該事業所の開設に伴い、既存の病児保育室の名称を「越谷市病児保育室」から「越谷市レイクタウン病児保育室」に改称。 |



越谷市

# 病児保育室 利用案内

## 病児保育室とは…

- 保護者の方が仕事を休むことができないときなどに、
- 「病気」、または「病気の回復期」にあるお子さんを、
- 看護師と保育士がお子様の体調にあわせてゆったりとすごせるようお預かりする保育室です！

両方対応しています

病気の時...

病児

病気の回復期の時...

病後児



○越谷市役所担当課 子ども家庭部子ども育成課  
※令和3年4月1日からは、子ども家庭部子ども施策推進課  
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号(第二庁舎2階)  
電話 048-963-9167(～令和3年3月31日まで)  
048-963-9165(令和3年4月1日～)

# 病児保育室について

## 対象となる お子さん

- ・越谷市内に住所があり、利用日時点で生後3か月から小学校3年生までの児童
- ・保護者の勤務等の都合で家庭での保育ができないこと
- ・次のような疾患（回復期を含む）で、かかりつけ医が病児保育の利用を認めていること
  - ① 感冒等日常にかかる疾患
  - ② 気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患
  - ③ 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患
  - ④ その他医師が病児保育室を利用することが可能と判断した疾患

## 利用できる日

月曜日～金曜日（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

## 利用時間

午前8時～午後6時

## 利用期間

連続7日間まで（診療情報提供書等の提出により延長可）

## 費用

1日 2,000円 ※生活保護世帯等は無料

（利用当日に納付書をお渡しします。後日、指定金融機関にて納入してください。）

※昼食やおやつ代等、別に料金がかかるものもあります。

## 利用する保護者の方へのお願い

- ・予約取消や入室時間の遅れについては、前日の午後4時までにご連絡ください。
- ・当日やむを得ずキャンセルする場合は、午前8時から午前8時30分までに病児保育室に必ず、電話連絡をしてください。
- ・お迎えは、必ず午後6時までにお願ひします。
- ・看護師及び保育士が保育にあたりますが、医療機関とは異なり診療行為ができません。保育中のお子様にて体調の変化がみられた時は、保護者に連絡させていただき、速やかな受診をお願いすることとなります。





# 利用の流れ



令和3年(2021年)4月から  
事前登録制度は  
廃止となる予定です

## 仮予約

### ① 直接、病児保育室に電話をし、仮予約を行ってください

・予約日の状況、病状の確認などがあります。

レイクタウン：048-967-5521（午前9時から午後5時まで）

北越谷：080-2071-9905（～令和3年3月末）

048-940-0944（令和3年4月1日～）

（午前8時から午後5時まで）

## 医療機関 で診断

### ② 医師の診断を受けてください

→病児保育室を利用可能と診断された場合は、「診療情報提供書」(★)  
の証明を受けてください。

※証明を受けられない場合は利用できません。

#### 「診療情報提供書」について

利用する場合は、病児保育室の仮予約後、診療情報提供書（市指定様式）を事前にご準備の上、かかりつけ医の診察を受け、診療情報提供書の証明を受けてください。診療情報提供書がない場合、お子様をお預かりすることができません。

※市外の医療機関や一部の医療機関では、診療情報提供書の証明を受ける際に別途費用がかかります。

## 本予約

### ③ 再度病児保育室に電話をし、本予約を行ってください

※先着順となるため、予約が埋まった場合はキャンセル待ちとなります。

## 利用

### ④ 下記書類を利用日までに病児保育室へ持参してください

- 利用届出書 (★)
- 診療情報提供書(★)
- 健康保険証の写し（カードの場合はその両面の写し）
- こども医療費受給資格証の写し

#### 書類の様式について（★印のついている書類）

越谷市役所子ども育成課（令和3年4月からは子ども施策推進課）、病児保育室、越谷市内の認可保育施設、及び学童保育室から入手できるほか、ホームページ「こしがや子育てネット」からプリントアウトすることも可能です。 ◎URL → <http://koshigaya-kosodate.net/>

各病児保育室の詳細は、裏面をご覧ください



# 🌸 🌸 🌸 🌸 施設紹介 🌸 🌸 🌸 🌸

## レイクタウン病児保育室

- 越谷市レイクタウン6-11-4  
(みずべこどもの家保育園内)
- 運営：社会福祉法人 相模会
- 電話：048-967-5521
- 利用定員：1日最大5人まで



### 持ち物 (レイクタウン病児保育室)

<b>全ての方</b>	初日のみ…利用届出書(★)、診療情報提供書(★)、健康保険証(写し)、こども医療費受給資格証(写し) 利用日ごと…着替え衣類(3枚程度)、パンツまたはオムツ(数枚)、バスタオル2枚、タオル1枚、汚れ物入れ用ビニール袋(2枚)、おしり拭き、お弁当、コップ、はし等、パジャマ(持ち物には名前をお書きください)水分、おやつまたは粉ミルク(できればスティック状のもの)と哺乳瓶 ※お子様の体調等を考慮し昼食はお弁当を持参することとしていますが、普通食を食べられる場合、提供可能です。(別途美費がかかります。)
<b>必要な方</b>	薬(医師から処方されたもの。家庭薬・市販薬はお預かりできません。全ての薬に記名し、必要分のみお持ちください)

※持ち物等の詳細については、各保育室へお問合せください。

## 北越谷病児保育室

(令和3年4月1日開設予定)

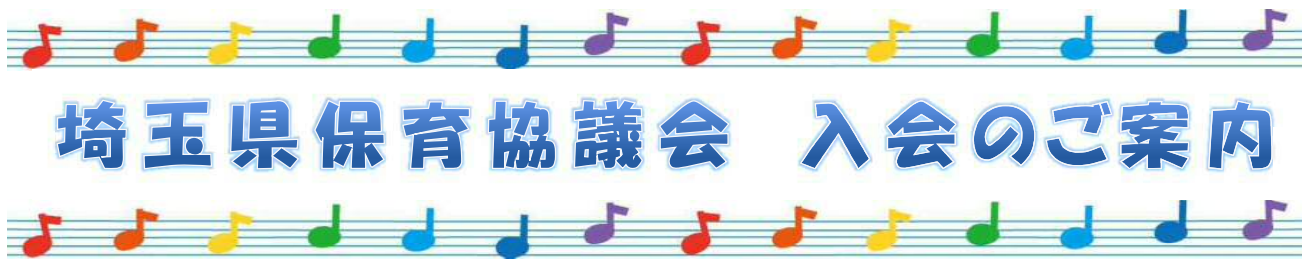
- 越谷市北越谷2-4-23  
(きたこしキッズクリニック2階)
- 運営：株式会社エンジェルハウス
- 電話：080-2071-9905(～令和3年3月末)  
048-940-0944(令和3年4月1日～)
- 利用定員：1日最大6人まで



### 持ち物 (北越谷病児保育室)

<b>全ての方</b>	初日のみ…利用届出書(★)、診療情報提供書(★)、健康保険証(写し)、こども医療費受給資格証(写し) 利用日ごと…着替え上下、下着(各3組程度)、パジャマ(1組)、おしりナップ、口拭きハンドタオル(3枚程度)、汚れ物入れ用ビニール袋(2枚程度)、飲み物、お弁当、おやつまたはミルク、布団セット(4月～10月:バスタオル2枚、11月～3月:毛布1枚、バスタオル1枚)、くつ下・靴(普段履いているお子さまのみ ※避難時ご使用)
<b>必要な方</b>	薬(医師から処方されたもの。家庭薬・市販薬はお預かりできません。すべての薬に記名し、必要分のみお持ちください)

※持ち物等の詳細については、各保育室へお問合せください。



# 埼玉県保育協議会 入会のご案内

埼玉県保育協議会は、児童福祉の理念に基づき、埼玉県内保育関係者の連帯を深めて保育事業の進歩向上に努めて、地域社会福祉の進展に寄与することを目的としています。

## 会員資格は？

- ① ② のいずれかに該当するもの
- ① 私立認可保育施設  
※ただし小規模保育事業所はA型に限る。
- ② 公立保育園または行政主管課

## 年会費は？

1施設 12,000円

埼玉県保育協議会に入会すると、**自動的に全国保育協議会の会員となり**、全国保育協議会の研修会等に会員価格の参加費で参加できます。

## 保育協議会に入会すると…

### 埼玉県保育協議会の研修に会員価格で参加できます！

(平成30年度の場合) ※資料代・宿泊費等は負担いただく場合があります。

- ◇マネジメント研修会      ◇新任職員研修会      ◇視察研修会      ◇保育施設長研修会
- ◇新春研修会      ◇労務管理研修会      ◇地区別研修会

## 保育に関する情報提供

- 埼玉県保育協議会 ホームページ > URL <http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama13/hoiku>
- 埼玉県保育協議会 広報紙『保育さいたま』
- 全国保育協議会 ホームページ > URL <http://www.zenhokyo.gr.jp/>
- 全国保育協議会 会報『ぜんほきょう』（毎月1回）

## その他にも…

- 県保育協議会委員会主催研修会・勉強会への参加
- 保育士養成校との情報交換会
- 埼玉県保育研究大会の開催
- 埼玉県保育予算確保対策の推進
- 全国保育予算対策運動への協力
- 永年勤続者表彰、全国保育協議会会長表彰 など

私たちの仲間になりませんか？  
県内の約800施設（公立・私立）が  
加入しています！

詳しくは・・・

埼玉県保育協議会事務局  
 (埼玉県社会福祉協議会 施設業務課内)  
 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65  
 TEL：048-822-1191 FAX：048-822-3078



2019.04

# 埼玉県保育協議会 入会申込書

ふりがな 保育施設名			
ふりがな 設置(経営)主体			
私立・公立	公立 ・ 私立 ・ 公設民営	定員	名
施設種類	認可保育園 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所A型		
ふりがな 施設長名			
住 所	〒		
電 話	— —	F A X	— —
メールアドレス	<small>※情報提供、研修事業の御案内をメールで配信する場合があります。</small>		
設立年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和	年	月 日

埼玉県保育協議会に入会したいので、上記のとおり申し込みいたします。

令和 年 月 日

保育施設名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

埼玉県保育協議会

会長 喜多濃 定人 様

## 連絡事項

市内保育事業者 各位

越谷市保育施設課

### 救急搬送に関する消防への情報提供について

アレルギー障がいなどで医師からエピペン所持を受けているなど、保育時間中に救急搬送の可能性がある利用児童が入所している場合は、保護者同意の上、消防局救急課に相談し、利用児童に関する情報提供をお願いします。

消防局救急課連絡先

974-0107